



丹波篠山監報第9号
令和6年1月30日

丹波篠山市議会議長 小 畠 政 行 様

丹波篠山市監査委員 酒 井 加 世 子



丹波篠山市監査委員 隅 田 雅 春



令和5年度 財政援助団体等監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項及び丹波篠山市監査基準第4条第1項第6号の規定により、財政援助団体等監査を実施しましたので、監査報告書を提出します。

記

〔監査対象〕 丹波篠山土地改良協議会

令和5年度
財政援助団体等監査報告書

丹波篠山土地改良協議会

令和6年1月

丹波篠山市監査委員

1 監査の種別

財政援助団体等監査

(地方自治法第199条第7項及び丹波篠山市監査基準第4条第1項第6号)

2 監査の対象

(1) 対象団体・部局

- ・丹波篠山土地改良協議会（以下、「土地改良協議会」という。）
- ・農都創造部農都整備課（丹波篠山土地改良協議会に対する補助金の交付事務の市所管部局。以下、「農都整備課」という。）

(2) 対象事務

- ・協議会における令和4年度市補助金収入に係る出納その他の事務の執行
 - ・農都整備課における令和4年度補助金交付に係る事務の執行
- ※必要に応じて同年度以外についても対象とした。

財政的援助(令和4年度補助金等交付)の状況

(単位:円)

補助金等の名称	金額	補助等の内容
丹波篠山土地改良協議会補助金	17,135,000	事業費補助(人件費)
—	—	—
合計	17,135,000	

3 監査の期間

令和5年9月8日から令和6年1月30日まで

4 監査の方法及び着眼点

土地改良協議会に対して令和4年度の財務等に関する書類の提出を求めるとともに、農都整備課に対して上記補助金にかかる事業補助金交付に関する書類の提出を求めて実施した。

土地改良協議会にあっては、市からの補助金が補助の目的に沿って効率的、効果的に活用されているか、また、補助金に係る収支等の経理事務全般が関係法令等の諸規定に準拠して適正に処理されているかについて、一方、農都整備課にあっては、土地改良協議会に対する補助金の交付手続き並びに指導・監督等が適切に行われているかについて調査を行うとともに、必要に応じて関係職員から聴き取りを行った。

(1) 土地改良協議会関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

- ・補助金交付事務の適正化のために、規定、手続き、様式等を再点検等する必要がある
- ・補助対象事業や補助割合を定めた交付基準を作成し公益上の必要性を明確にする必要がある

【意見】

- ・土地改良協議会の組織再編にあたり協議・調整の支援をされたい

(2) 意見等

(丹波篠山土地改良協議会)

指摘事項

換地図等台帳のデジタル化による保存について

土地改良協議会が保有する、土地改良事業により整備された農地や道路、水路に関する換地図などの台帳は、古いものでは50年余りの年数が経過し傷みが酷く修復しながら使用しているものが見られる。しかし、これらの台帳は永年保存すべき原本であり、今後、資産を管理するのに不具合が生じることは明白であることから保全が急務となっている。

このため、現在土地改良協議会が保有する台帳等のデジタルデータ化について、農都整備課と共通の認識を持ち、年次計画を立てて速やかに取り組みたい。

意見

①組織体制の強化について

土地改良協議会は、平成14年に設立されて、現在では土地改良区18、水系協議会4の合計22団体から構成され、これら構成団体の財産管理や償還事務など主にソフト面の業務を担っている。設立以後、平成20年度に実施した財政援助団体等監査では、組合費の増額の検討及び構成団体が自立的に組織や事務事業の見直しを行えるよう、土地改良協議会においても簡素で効率的な組織運営に努められたい旨を意見したが、その後も今日までの間に、構成団体が新たに2団体増えた以外に、事務局などの組織体制に大きな変化は見られず、市からの補助金は年々増えている状況にある。

土地改良協議会にあっては、令和5年度の総会で翌年度からの組合費（経常賦課金）の単価の値上げを決定されているが、平成20年度の意見を踏まえたうえで、土地改良区の統合を視野に入れた前向きな検討及び協議を、また、事務局の事務内容を見直すことで効率的かつ簡素でスリムな組織運営を図られたい。

②事務効率の向上について

土地改良協議会の事務局は、土地改良法の改正により全ての土地改良区において貸借対照表の作成が義務付けられたことなどから、事務量の大幅な増加に対応するため、令和4年度から職員を1人増やして5人体制になっている。

しかし、市からの補助金は4人体制を基に算定されているため、1人増えた分の経費は構成団体からの組合費（経常賦課金）をもって充当されており、結果として土地改良協議会の会計負担が増えている。

限られた財源による運営と経費節減を図るため、事務局の適正な人数の検証を行うとともに、職員の経験不足を補うためのマニュアル作成や現在の業務内容の見直しにより、事務効

<参考資料>

1 丹波篠山土地改良協議会の概要

(1) 設立及び目的

- ① 名 称 丹波篠山土地改良協議会
- ② 設 立 平成14年4月1日
- ③ 目 的 土地基盤整備事業と、これに関連する事業を行う者の共同組織により、有機的に連携し、統一的事業処理と効率的な運営を図り、以って生産性の向上と共同の利益を増進することを目的とする。

(2) 沿革

- ・平成14年4月 篠山土地改良協議会の設立（16土地改良区、3水系協議会）
- ・平成16年4月 1土地改良区が加入（17土地改良区、3水系協議会）
- ・平成17年5月 1土地改良区が加入（18土地改良区、3水系協議会）
- ・令和元年7月 丹波篠山土地改良協議会へ名称変更（市名変更に伴い総会で承認）
- ・令和4年4月 1水系協議会が加入（18土地改良区、4水系協議会）

(3) 事務所所在地

丹波篠山市北新町41（丹波篠山市役所 第2庁舎 2階）

(4) 組織

令和5年度の協議会の組織（役員・事務局体制など）は次のとおりである。

■役員体制

会 長	1人	
副 会 長	4人	
監 事	3人	うち総括監事1人
理 事	22人	各土地改良区及び各水系協議会から1人

■事務局体制(R5.4.1現在)

5人（職員3人、任用職員2人）

土地改良協議会は、丹波篠山市の区域及び関係隣接区域（加東市）の土地改良区に係る事務を有機的に連携し、統一して処理することで効率的な運営を図ることを目的に、平成14年4月に土地改良事業の受益者からなる市内の16土地改良区及び3水系協議会を組織として発足した任意の団体である。その後、平成17年4月と平成18年5月にそれぞれ1つの土地改良区が加入、令和4年4月には1つの水系協議会が加入して、令和5年4月時点で18土地改良区及び4水系協議会により組織されている。また、令和元年5月に丹波篠山市へ市名変更されたことに伴い、同年7月に組織名称を丹波篠山土地改良協議会へ変更されている。

科 目	令和4年度					令和3年度		令和2年度
	予算額	決算額	対予算 増減額	対前年度		決算額	対前年度 増減率	決算額
				増減額	増減率			
【支出の部】								
事務費	22,105,000	21,854,082	△250,918	2,442,883	12.6	19,411,199	2.4	18,963,539
会議費	250,000	161,944	△88,056	134,376	487.4	27,568	25.3	22,000
管理費(ダム管理費)	0	0	0	0	-	0	皆減	250,000
諸支出金(繰出金)	300,000	300,000	0	0	0.0	300,000	0.0	300,000
予備費	680,000	0	△680,000	0	-	0	-	0
支出合計(B)	24,000,000	22,981,026	△1,018,974	2,679,109	13.2	20,301,917	△1.9	20,702,539
(うち人件費)	21,352,000	21,166,583	△185,417	2,395,660	12.8	18,770,923	△1.0	18,955,743
差引残額(A)-(B)	0	1,058,901	1,058,901	△1,471,163	△58.2	2,630,064	55.8	1,624,041

(注) 人件費…給料、諸手当、共済費、福利厚生費、賃金、退職給与引当金

土地改良協議会会計の令和4年度の決算を見ると、収入は予算額24,000,000円に対し、決算額は24,039,927円(100.2%)で、支出は予算額24,000,000円に対し、決算額は22,981,026円(95.8%)となっており、差引残高1,058,901円が次年度へ繰り越されている。

また、前年度に比べると収入決算額は1,207,946円(5.3%)増加、支出決算額は2,679,109円(13.2%)増加している。これは、土地改良協議会職員1名増よる人件費の増加が主な要因である。収入のうち17,135,000円が市からの補助金で、これは収入決算額の71.3%、人件費の81.0%に相当する。

4 補助金収入

(1) 補助金と人件費

平成28年度から令和5年度までの協議会に対する補助金、職員数及び人件費の推移は次のとおりである。

■補助金の推移

(単位：円、%)

年 度	補 助 金(A)	対前年度 増減率	H28年度 対比	(A)/(B)
平成28年度	13,670,000	—	100.0	83.9
平成29年度	13,940,000	2.0	102.0	87.1
平成30年度	14,870,000	6.7	108.8	89.7
令和元年度	14,870,000	0.0	108.8	84.7
令和2年度	16,460,000	10.7	120.4	86.8
令和3年度	17,200,000	4.5	125.8	91.6

■市補助金交付事務の状況(令和4年度)

項 目	月 日	金 額 (円)	備 考
交 付 申 請	令和4年4月1日	17,000,000	
交 付 決 定	令和4年4月1日	17,000,000	前期分8,500,000円、後期分8,500,000円
変 更 承 認 申 請	令和4年7月15日	18,300,000	事務局長の雇用形態変更による増(1,300,000円)
変 更 承 認	令和4年7月29日	18,300,000	前期分8,500,000円、後期分9,800,000円
変 更 承 認 申 請	令和5年1月12日	17,135,000	正職員退職、会計年度任用職員採用による差額(△1,165,000円)
変 更 承 認	令和5年1月24日	17,135,000	前期分8,500,000円、後期分8,635,000円
補助金返還通知	令和5年2月8日	1,165,000	交付済み補助金の変更承認による返還金
補 助 金 交 付	令和4年5月20日	8,500,000	前期分
	令和4年10月20日	9,800,000	後期分(変更承認額)
	令和5年3月23日	△1,165,000	変更承認による減額分返還
	合 計	17,135,000	
実 績 報 告	令和5年3月31日	17,135,000	